

令和6年（2024年）4月2日

報道関係 各位

真庭市役所

所得税の源泉徴収漏れについて

岡山東税務署が実施した源泉徴収所得税調査の際に指導があり、調査の結果、真庭市が支払った委託料について、所得税の源泉徴収をおこなっていない事例がありましたので、お知らせします。

1.概要

- 対象期間
平成31年1月1日～令和5年12月31日の支払分
- 源泉所得税の徴収不足の件数及び金額
35件（2事業者）：5,350,125円

該当2業者から上記の徴収不足金額を納入いただき、令和6年3月19日に久世税務署に自主納付した。延滞税及び不納付加算税についても、あわせて、真庭市において令和6年3月29日に納付を完了した。各税額は次のとおり。

延滞税 121,100円
不納付加算税 567,000円

2.原因

屋号を使用している個人事業主について、源泉徴収の必要のない法人と誤認したため

3.再発防止策

- 全職員に対して源泉所得税の取扱いについて文書等で通知し、適正な処理について、周知徹底を図る。
- 担当部局における確認の徹底。
- 支払審査担当課である会計課での審査の徹底。

お問い合わせ先
会計課（担当 今石・黒田）
TEL0867-42-1249
FAX 0867-42-7010